

令和6年11月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和6年11月26日（火） 午後3時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教 育 長	村 田 明 彦
	教育長職務代理者	奥 野 貞 一
	委 員	多 田 謙 司
	委 員	新 熊 和 彦
	委 員	古 山 美 穂

・説明者	教育監兼生涯学習部長	田 中 直 明
	学校教育部長	藤 田 晃 治
	学校教育部理事	黒 木 悟
	学校教育課長	伊 藤 圭
	食育・給食課長	中 野 貴 史
	生涯学習課長	中 原 昌 成
	スポーツ振興課長	梁 川 泰 延

・事務局	教育政策課長	寺 元 麻 子
	教育政策課長補佐	尼 丁 香 奈

・議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 教育長月次報告 |
| 日程第3 | 報告第15号
地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について |
| 日程第4 | 議案第31号
羽曳野市立中学校給食用物品等一式の取得について |

- 日程第 5 議案第 32 号
指定管理者の指定について
（羽曳野市立生活文化情報センター）
- 日程第 6 議案第 33 号
指定管理者の指定について
（羽曳野市立総合スポーツセンター及び羽曳野市立中央ス
ポーツ公園）
- 日程第 7 議案第 34 号
指定管理者の指定について
（羽曳野市立市民体育館及び羽曳野市立市民体育館屋外テ
ニスコート）
- 日程第 8 議案第 35 号
令和 6 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 7 号）（教育委員
会関係）（案）について
- 日程第 9 報告第 16 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 10 その他
日程調整など

[教育長 開会の挨拶]

開会：午後 3 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、古山委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 10 月 24 日に、近畿都市教育長協議会研修会が行われました。
- (2) 10 月 30 日に、南河内地区市町村教育長協議会研修会が行われました。
- (3) 11 月 3 日に、市民表彰式が行われました。
- (4) 11 月 5 日に、南河内地区市町村教育委員研修会が行われました。

日程第 3 報告第 15 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分
の報告について

- 教育政策課長から、資料に基づき地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について説明がありました。

《教育政策課長》

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分し、同条第 2 項の規定により議会に報告する事案について 報告するものです。

令和 6 年 8 月 20 日午前 8 時 50 分頃、古市小学校校庭の北側に設置されたフェンス沿いにおいて、学校校務員が草刈機で草刈りを行っていたところ、石が跳ね道路を挟んだ駐車場に駐車されていた自動車の後部ガラスを破損させたものです。

なお、同様の事故が昨年度に他校であったことを受け、校長会を通じ草刈時の注意喚起を行っているところで、本校においても飛石を防ぐため、コンパネを設置した上で、実施されていましたが、2～3 m ほどの道路を挟んだ駐車場に駐車されていた車にあたったとの事です。

この件につきまして、責任割合は市が 100% とし、市は相手方に対し、損害賠償金 186,462 円の支払いと和解する専決処分を令和 6 年 10 月 15 日に市長が行

ったことから、12月定例会市議会にて報告を行うものです。

《教育長》

対策としてブルーシートやコンパネを設置していたようですが、そのコンパネの隙間から石が飛んだようです。

今後は、そのような場所では極力手で刈るようにとの指示も併せて出しました。

日程第4 議案第31号

羽曳野市立中学校給食用物品等一式の取得について

- 食育・給食課長から、資料に基づき羽曳野市立中学校給食用物品等一式の取得について説明があり承認を求めました。

《食育・給食課長》

令和7年度2学期から開始予定の中学校給食全員喫食化に向けて、必要となる食器や食缶等を購入するものです。

取得価格は61,394,245円、相手方は三和厨房株式会社となります。

《多田委員》

資料2のような、他の入札者の金額等の情報を公開することに問題はないのですか。

《食育・給食課長》

指名競争入札の相手方の情報として、議会に提出することに問題はないです。

【採 決】全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第32号

指定管理者の指定について（羽曳野市立生活文化情報センター）

- 生涯学習課長から、資料に基づき指定管理者の指定について（羽曳野市立生活文化情報センター）説明があり承認を求めました。

《生涯学習課長》

羽曳野市立生活文化情報センターの指定管理者の指定を行うため、第4回定例会市議会に議案を提出するにあたり、教育委員会の意見を確認するものです。

内容については、指定管理者として株式会社みのりの里、指定期間としては令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

なお、市議会にて議決後、基本協定を締結するため、後ほどご説明します補正予算を計上しております。

《教育長》

これには、峰塚公園も含んでいますか。

《生涯学習課長》

発注自体は別となりますが、規模が大きい方での基本協定となります。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第33号

指定管理者の指定について（羽曳野市立総合スポーツセンター
及び羽曳野市立中央スポーツ公園）

- スポーツ振興課長から、資料に基づき指定管理者の指定について（羽曳野市立総合スポーツセンター及び羽曳野市立中央スポーツ公園）説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

先ほどの生活文化情報センターと同様となりますが、今年度末で指定管理が終了するため、来年度以降の3年間の指定管理者を指定しようとするものです。2ページ目のタイトルにもあるよう、総合スポーツセンターと中央スポーツ公園に加えて、中央スポーツ公園と隣接する緑と市民の協働ふれあいプラザも一体的に管理するため、市議会へ提出する議案には、3施設の名称が記載されております。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第34号

指定管理者の指定について（羽曳野市立市民体育館及び
羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート）

- スポーツ振興課長から、資料に基づき指定管理者の指定について（羽曳野市

立市民体育館及び羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート）説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

指定期間は令和7年度の1年間のみとなります。

その理由としては、市民体育館の横にあるテニスコートと駒ヶ谷にありますテニスコートを来年度で廃止する予定であり、西浦にある旧市民プール跡地に集約し新たなテニスコートを設置する計画があるためとなります。

現状の市民体育館横のテニスコートは3面、駒ヶ谷にあるテニスコートは4面と合計で7面ですが、新たに作るテニスコートは5面となります。

トータルでのコート数は減りますが、1カ所に集約することで、テニス大会が開催しやすくなること、また管理運営費等のランニングコストの削減も見込まれます。

《多田委員》

コート数が減るよりも、市民体育館横は廃止せず、新たに西浦に作るテニスコートと併せて利用したらどうですか。

市民体育館横の跡地利用について、何か計画があるのであれば別ですが。

《スポーツ振興課長》

跡地利用に関して、現状では特段決まっていませんので、決まるまでの暫定的な利用という考え方はあるかもしれません。

《多田委員》

新たにできる給食センターと青少年児童センターは、含まれないのですか。

《スポーツ振興課長》

その2施設に関しては、市の職員による直営管理のため、含まれません。

【採 決】全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第8

議案第35号

令和6年度羽曳野市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係）（案）について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和6年度羽曳野市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係）（案）について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

第4回定例市議会に補正予算を提出するものです。

それでは、一括してご説明します。

1番は教育政策課の補正で、補正額は18,795千円で、内容は電気料金と下水道料金の補正となります。

電気料金の補正は16,375千円で、要因は電気料金高騰の影響によるもの、また、体育館に新設した空調機器が、本格稼働されたことを受け使用電力量が増加したものです。

下水道料金2,420千円の補正の主な要因は、河原城中学校とはびきの埴生学園の公共下水道接続を行ったこと、また、誉田中学校のプール授業が再開された影響によるものです。

2番は、食育・給食課の補正で、令和7年度2学期からの中学校給食全員喫食化と合わせて実施の給食費公会計化で利用する収納代行システム環境を構築するための補正となります。

補正内容に、債務負担行為との記載は自治体の予算は単年度主義が原則ですが、複数年度の契約による予算執行が必要な場合の一つ手段となります。

令和6年度補正額は0円ですが、令和7年度は110千円の業務委託料となる予算を確保するため、債務負担行為の補正として提出を行うものです。

3番の生涯学習課と5番スポーツ振興課については先の議案で説明をさせていただいた通りです。

こちらも債務負担行為の補正となり、令和6年度の補正額はございません。

記載の施設において、市と指定管理者との協定書締結など令和6年度から契約事務を開始するため、業務終了年度期間までを債務負担行為の補正とします。

4番は次世代育成課で補正額は1,858千円です。内容は過年度の交付金返還金であり、理由として、学童教室は在籍人数が1年を通じ1クラス10人以上の場合に国及び府から交付金が交付されます。

令和5年度当初に、埴生南小学校の高学年1クラスが10人以上となる見込みで、申請し交付金を受けましたが、予想以上の退所があり児童数減少したことから、結果としまして10人未満となり、次年度の清算により返還を行うこととなったものです。

6番は文化財・世界遺産室で、補正額は7,237千円です。

史跡白鳥陵古墳周堤買収事業にかかる用地買収費3,111千円、物件補償費4,126千円の増額補正を求めます。

用地買収費については、公簿に記載されている面積を根拠に、土地の買上費用を算出し当初予算に計上していましたが、買い上げに際し実測を行った結果、対象となる土地の面積が公簿値よりも大きくなり増額したものです。

また、物件補償費につきましても、物件の外観からの判断により見積もっていたところ、物件の構造が強固であったことから、当初予算より増額したもので

す。

なお、本買収事業は文化庁の補助を受けて行いますが、交付される補助金も増額の方で調整済みです

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 9 報告第 16 号
後援名義の使用許可について

《教育政策課長》

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの 2 件の報告になります。

1 件目は、専決処分日は 11 月 19 日、団体名は「羽曳野市サッカースポーツ少年団」、事業名は「第 48 回羽曳野市長杯争奪サッカー大会」です。

2 件目は、専決処分日は 11 月 21 日、団体名は「南河内地区人権教育研究協議会」、事業名は「2024 年度大人教南河内大会プレ大会」です。

日程第 10 その他

- (1) 学校教育部理事から、第 6 回教育改革審議会について報告がありました。
- (2) 事務局から、今後の日程について連絡がありました。
- (3) 教育長から、2025 年度大阪・関西万博について報告がありました。

教育長より、次回の 12 月定例教育委員会議を、12 月 18 日（水）に予定すること通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午後 4 時 40 分